

事務連絡

建設工事・建設工事関連業務委託 共通

■契約約款の改正について

平成26年4月1日から、工事請負契約約款及び業務委託契約約款を改正しますので、契約時には、足利市ホームページから最新の約款をダウンロードして使用してください。

《変更点》

政府契約の支払遅延防止等に関する法律の改正に伴い、市の契約約款における遅延利息の率を、年2.9パーセント（現行：年3.0パーセント）とします。

■入札公告及び指名通知について

事後審査型条件付き一般競争入札における入札公告及び指名競争入札における指名通知は、原則として月曜日に行います。ただし、月曜日が祝日の場合や臨時により月曜日以外での入札公告又は指名通知を行うことがあります。

■電子入札システムからのお知らせメールについて

電子入札システムから指名通知を発行すると、同時に指名通知書到着の「お知らせメール」が送信されますが、メールは補助的な連絡手段となります。インターネットの性質上、メールが届かない、あるいはメールの到着が遅れるなどの場合がありますので、随時、電子入札システムにログインしてご確認ください。

■電子入札の業者番号について

電子入札システムの利用者登録に使用する業者番号（9桁の数字）に変更はありませんので、平成26年4月1日以降も電子入札システムはそのままご利用いただけます。

■指名通知別紙のダウンロードについて

指名競争入札案件について、電子入札システムで指名通知書を発行しますが、平成26年4月1日以降の指名通知案件から、指名通知別紙を設けますので、設計図書と併せて足利市ホームページからダウンロードしてください。

■設計図書のダウンロードについて

事後審査型条件付き一般競争入札及び指名競争入札において、設計図書は足利市ホームページからのダウンロードとしています。

設計図書には、原則としてパスワードは設定していませんが、工事担当課において必要と判断したときは、パスワードが設定されます。その場合は、管財課までお問い合わせください。

■収入印紙について

平成26年4月1日以降作成される契約書について、印紙税の軽減措置が拡充される

こととなりました。印紙税額については、国税庁のホームページ等によりご確認ください。

建設工事のみ

■事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書（以下「確認申請書」）について

事後審査型条件付き一般競争入札において落札候補者に求めている確認申請書について、栃木県から建設業法遵守の要請を受けて、工事現場に配置する主任技術者等の項目に次の確認事項を追加します。

項目	確認事項	確認資料
1	建設業法第7条第1号又は第15条第1号に規定する「経營業務の管理責任者」の該当の有無	経營業務の管理責任者証明書の写し
2	建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する「営業所の専任技術者」の該当の有無	専任技術者証明書の写し

「参考」経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者は、請負代金額が2,500万円（建築一式工事は5,000万円）以上の専任を求める工事現場の主任技術者又は監理技術者になることができません。

■インフレスライド条項の運用について

平成26年2月から、賃金等の急激な変動に対処するため、建設工事請負契約書第26条第6項（いわゆる「インフレスライド条項」）の運用基準を定めました。詳しくは、足利市ホームページでご確認ください。

■現場代理人の常駐義務緩和について

平成23年4月から、いずれの工事も足利市が発注する工事で請負金額2,500万円未満の工事については、2件までの兼任を認めています。平成26年度においても、引き続き、緩和措置を継続します。

■舗装工事等における舗装施工管理技術者の配置について

平成24年10月から、舗装工作物の品質確保を図るため舗装管理技術者の配置を求めています。技術者の確保等の観点から経過措置を設けており、平成26年度においても、引き続き、舗装工事として発注する予定価格500万円以上の案件で実施します。

足利市役所総務部管財課契約検査担当
電話：0284-20-2119